

令和6年7月24日

文書訂正のお知らせとお詫び

モーダルシフト加速化緊急対策事業事務局

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、先日ご案内申し上げました下記文書の記載内容に誤りがございました。つきましては、下記の通り訂正させていただきます。

ご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。

謹白

記

【交付規程 様式第2（交付決定通知書）】

3. 規定違反行為における措置についての記載

誤	正
(1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、交付規程第 <u>19</u> 条第4項の規定による補助金等の返還、交付規程第 <u>19</u> 条第5項の規定による加算金の徴収及び交付規程第 <u>19</u> 条第8項の規定による延滞金の徴収	(1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、交付規程第 <u>20</u> 条第4項の規定による補助金等の返還、交付規程第 <u>20</u> 条第5項の規定による加算金の徴収及び交付規程第 <u>20</u> 条第8項の規定による延滞金の徴収

以上